

平成16年4月5日

各 位

UFJ信託銀行株式会社
株式会社UFJ銀行

「株式配当金に係る住民税納付代行サービス」の開始について

UFJ信託銀行株式会社（社長：土居 安邦）と株式会社UFJ銀行（頭取：寺西 正司）は、共同で「住民税（配当割）納付代行サービス」を開発し、本年3月支払配当金（4月納付分）からUFJ信託銀行の証券代行委託会社向けにサービス提供を開始しました。

本サービスは、UFJ信託銀行が「住民税（配当割）納入申告書の作成と全国47都道府県の指定する金融機関への納税」を一括して代行するサービスであり、UFJ銀行の有する多様な決済業務機能とのシナジーを発揮した業界初のサービスとなります。

UFJ信託銀行の証券代行業務は、受託社数・管理株主数で業界トップの地位を占めておりますが、今後とも、委託会社、株主の皆さまのご要望に応えるべく、新たなサービスを開発してまいります。

記

1. 本サービス提供の背景

昨年の証券税制改正により、株式配当金に係る課税制度が改正され、平成16年1月支払となる上場株式等配当金から適用されました。（従前は配当所得に対し所得税10%改正により「所得税7% + 住民税3%」へ）

これにより、配当金を支払う会社は特別徴収義務者として、住民税（配当割）を源泉徴収し、各都道府県の指定金融機関に納付することが必要となりました。

2. サービスの概要（別紙「住民税（配当割）納付代行サービスの仕組み」ご参照）

本サービスを利用する委託会社は、UFJ信託銀行に納税資金を預託するだけで、以下の通り、簡便かつ確実に納税手続きを完了させることができます。

- (1) UFJ信託銀行が、サービスを利用する委託会社の住民税（配当割）納税に関するデータをUFJ銀行へ連携
- (2) 納税資金はUFJ信託銀行を経由して、UFJ銀行が全国の47都道府県に対して住民税（配当割）を一括して納付
- (3) UFJ銀行から委託会社あて「領収証書」を送付

以 上

「住民税（配当割）納付代行サービス」の仕組み

